

「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ 第16回会合（WGIA16）」の結果について

環境省
国立研究開発法人国立環境研究所

1. 趣旨

環境省と国立環境研究所は、アジア地域諸国の温室効果ガス排出・吸収目録（以下「インベントリ」という。）の精度向上と、地域の協力関係の促進を目的として、2003（平成15）年度より毎年度、「アジアにおける温室効果ガスインベントリ整備に関するワークショップ（Workshop on Greenhouse Gas Inventories in Asia（WGIA）」を開催している。

2018（平成30）年度は、インド環境森林気候変動省（MoEFCC）とともに、7月10日（火）～13日（金）にインド・ニューデリーで第16回会合（WGIA16）を開催し、日本を含む参加国15か国の政府関係者、研究者及び国際機関等（総計116名）が参加した。

今次会合では、インベントリの分野別に相互学習等を行うとともに、途上国が提出する隔年更新報告書（BUR）や、パリ協定における透明性枠組みを見据えた議論等を行い、参加国の「測定・報告・検証（MRV）」の能力向上支援と、ネットワークの更なる強化を図った。

2. 開催概要

○日程：2018（平成30）年7月10日（火）～13日（金）

○場所：インド・ニューデリー ラリット・ニューデリー

○主催者：日本国環境省、（国研）国立環境研究所温室効果ガスインベントリオフィス（NIES/GIO）、インド環境森林気候変動省（MoEFCC）

○参加者：総計116名

<WGIA参加国>

ブルネイ、カンボジア、中国、インド、インドネシア、ラオス、マレーシア、モンゴル、ミャンマー、韓国、フィリピン、タイ、シンガポール、ベトナム、日本（環境省、（国研）国立環境研究所（NIES）、（公財）地球環境戦略研究機関（IGES）、林野庁、国立極地研究所等）

<国際機関、非営利組織等>

気候変動に関する政府間パネル・インベントリタスクフォース（IPCC TFI）、世界資源研究所（WRI）等

3. 各議題の結果

（1）オープニングセッション

MoEFCC、日本国環境省による挨拶の後、GIOよりWGIAの概要説明を行った。その後、インドよりBURの概要について報告され、多くのカテゴリーで2006年IPCCガイドラインを自主的に使用して温室効果ガスインベントリを作成したと説明された。次に日本国環境省より東日本大震災後の日本の気候変動政策とその進捗状況について、概要説明を行った。そして、MoEFCC事務次官補、在インド日本国大使館臨時代理大使、

MoEFCC 森林局長に続いて、インド環境森林気候変動大臣よりそれぞれ演説があった。

(2) インベントリの各分野に関する相互学習

互いのインベントリを詳細に学習し、意見交換を通じて改善を図るべく、参加国のインベントリ担当者同士が、お互いのインベントリやその作成に係る国内体制の整備について、2か月余りの時間をかけてメールで質疑応答を行い、その上で議論に臨んだ。今次会合では、エネルギー分野（インド - ベトナム）、廃棄物分野（ラオス - 日本）で相互学習が実施された。

参加各国とも最新の IPCC ガイドラインにある方法論を取り入れつつ、各自のインベントリを継続的に改善しており、相手国の方法論に加えデータ収集や品質管理・品質保証を含む国内体制の改善状況を深く学習することで、自国のインベントリの今後の改善への参考とした。今後とも多くの学習機会が得られるよう、相互学習の継続的な開催が希望された。

(3) ハンズオントレーニング

IPCC TFI により、インベントリソフトウェアの使用方法が紹介され、農業分野、F ガス分野の具体的な算定手順のトレーニングが行われた。

(4) 非附属書 I 国における NC（国別報告書）、BUR の進捗について

モンゴル、パプアニューギニアから NC や第 1 回 BUR の紹介、韓国から第 2 回 BUR の紹介が行われ、各国の最新の基礎情報や排出量、緩和策等が報告された。また、日本からパリ協定における透明性枠組みに関する国際交渉の進捗状況等について報告があった。

本議題に関する情報交換の重要性が確認され、国際的協議・分析（ICA）の技術分析（TA）の経験が次回提出に向けた改善点の把握に役立つという認識が共有された。また、GHG インベントリ編纂者も交渉の進捗状況を把握することで今後のパリ協定における透明性枠組みに関しての理解を深めることができることが指摘された。

(5) 非附属書 I 国からの F ガスの排出について

GIO からモントリオール議定書のキガリ改正の概要、WGIA 参加国の F ガス（HFCs、PFCs、SF₆等）排出量の報告状況が紹介され、タイ、マレーシア、シンガポールからは各国の F ガスの算定・排出状況が報告された。

キガリ改正の発効に伴い HFCs がモントリオール議定書の規制対象となったことから、フロン類の専門家との更なる協働、HFCs の生産・消費と排出との一貫性の確保が重要であることが確認された。

(6) データ収集と保存について

ブータンから国内体制について、インドネシアからデータ収集システムについて報告された。続いて、韓国からエネルギー分野におけるデータ収集システムについて、日本国林野庁から森林分野におけるデータ収集と構築方法について紹介された。

データ収集のための制度や手法の精度を改善することが重要であることが確認され、品質保証・品質管理体制の継続性がデータ収集手法の改善に必要であることが示

された。また、それぞれの国の一次統計の構築と改善が GHG インベントリの精度の改善に大切であるという認識が共有された。

(7) インベントリと将来予測、及び関連する事項について

IPCC TFI より 2006 年 IPCC ガイドラインの改良に関する最近の動向等について、オーストラリアよりインベントリ作成等の国内体制について、NIES より運輸部門における温室効果ガスと大気汚染物質の将来予測及び国家インベントリの改善の重要性について紹介された。続いて、NIES より衛星観測による GHG インベントリの評価のためのガイドブックについて、国立極地研究所よりブラックカーボンの新しい観測手法等について紹介された。

GHG インベントリの関連情報に関する知識を編纂者が有しておくことの重要性が認識され、インベントリ編纂者は科学からのインプットを待つだけでなく、科学の進展に貢献することの大切さが確認された。

4. 総括

今次会合では、相互学習において分野別に、統計システム等の基礎的な背景情報に加え、更なる精緻化に関する課題等について今後の改善につながる成果が得られた。

また、BUR と ICA についての議論等では、一次統計の構築と改善が GHG インベントリの精度の改善に重要であることや、ICA の経験がインベントリを含む BUR の透明性を高めるという認識が共有され、各国の今後の活動に有益な情報が提供された。

また、主要な温室効果ガスの一つである F ガスの排出を算定・報告することの重要性について認識が共有され、インベントリの精度改善は各国の NDC の策定や評価にとって重要であることが確認された。

最後に、WGIA の開催について参加者からその有意性が示され、また、温暖化対策の土台であるインベントリの作成・精緻化に大いに貢献しているという認識が共有された。

5. 次回会合について

今後、パリ協定における透明性枠組みに関する実施指針が策定されることや 2006 年 IPCC ガイドラインが改良されることを踏まえて、WGIA 参加国が提出する BUR 及びその国内体制について引き続き相互学習等を進めることや、BUR とそれに含まれるインベントリ等について、各国がよりインベントリ等の精度を高められるよう WGIA を継続、発展させていく方向性等が確認された。

※1 隔年更新報告書 (BUR) と国際的協議・分析 (ICA)

隔年更新報告書 (BUR) は国連気候変動枠組条約 (United Nations Framework Convention on Climate Change: UNFCCC) に加盟している国のうち、非附属書 I 国が、2 年に 1 回の頻度で UNFCCC の下での締約国会議 (Conference of the Parties: COP) に提出しなければならない報告書である。国内事情、国家インベントリ、緩和行動、受領している支援、国内 MRV 等についての情報を含める。

提出国は、提出した隔年更新報告書の専門家の行う技術的分析 (TA)、多国間で意見を交換する促進的な意見の共有 (FSV) からなる国際的協議・分析 (ICA) を受ける

ことになっている。

※2 国別報告書 (NC)

UNFCCC に加盟しているすべての国が、提出しなければならない報告書である。非附属書 I 国の場合は、国内事情、国家インベントリ、適応行動、緩和行動、受領している支援等についての情報を含める。

※3 国が決定する貢献 (NDC)

パリ協定第 4 条に基づく自国が決定する GHG 削減目標と、目標達成の為の緩和努力のことである。